

日本戦略インテリジェンス・コミュニティ規約

制定 2023 年 4 月 6 日

改訂 2023 年 6 月 5 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 日本戦略インテリジェンス・コミュニティ（以降、コミュニティと記す）、英文表記(JSIC: The Japan Strategic Intelligence Community)は、当面、法人格を有しない任意団体とする。

(主たる連携先)

第2条 コミュニティの活動は、統一したホームページを通じても周知するが、年次行事としての研究発表会などを開催する組織・団体あるいは企業（以後、組織と記す）などと連携して行う。

(目的)

第3条 コミュニティは、インテリジェンスに何らかの興味あるいは関係を有している組織を横断的かつ有機的にリンクすることで、その普及と実践的な利活用を促進するものである。その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) コミュニティに参加する組織を横断的かつ有機的に連結するための活動。
- (2) 年次行事としてコミュニティに参加している主に組織からのインテリジェンスに係る研究および優れた実践した成果を研究発表するための場を設ける。
- (3) その他、コミュニティの目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 コミュニティの活動とその成果は、年次行事として開催される場で配布される冊子及びホームページで公表するものとする。 [日本戦略インテリジェンス・コミュニティ | \(jsic-jp.sakura.ne.jp\)](http://jsic-jp.sakura.ne.jp)

第2章 構 成 員

(構成員資格)

第5条 コミュニティは、その目的に賛同し、規約を理解した組織により構成される。

2 構成員となるには、所定の様式による申込みをし、コミュニティを構成する組織から選ばれた者で構成された理事会で承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 構成員は、その目的を達成するため、応分な経費を支払う義務を負う。

2 構成員は、年次行事として開催される研究発表会などにおいて別に定める参加費を必要に応じて納入しなければならない。

(退会)

第7条 構成員は、当該年度のチェアーマンに対して、いつでも書面を持って資格を停止することができる。

(資格停止)

第8条 構成員が、コミュニティの名誉を毀損し、若しくはコミュニティの目的に反する行為をし、又は構成員としての公序良俗に違反するなど正当な事由があるときは、理事会の義を経て資格停止することができる。

(構成員の資格喪失)

第9条 構成員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 資格停止・喪失したとき。
- (2) 1年以上、活動を放棄した場合。

第3章 構成員による年次行事

(年次行事の開催と参加者)

第10条 年次行事は、チェアーマンが就任した1年以内に研究発表会などコミュニティとして必要と認めた行事として開催し、開催日に合わせて諸問題を処理する必要がある場合は理事会を開催する。

(召集)

第11条 年次行事は、理事の過半数の同意に基づきチェアーマンが招集する。

2 年次行事の招集通知は、開催までの3ヶ月前までにコミュニティ構成員に対して行う。

3 年次行事の企画・運営は大会実行委員長を責任者とする。

4 年次行事の参加者はコミュニティを構成する組織などに属する者および個人とする。

5 年次行事においてインテリジェンスに係わる研究発表会あるいは実践的な内容・資料などは、コミュニティが設置した論文審査委員会で採択される必要がある。

6 論文審査委員会の委員長は大会実行委員長が兼ねる。

(決議の方法)

第12条 年次行事において必要性に応じて理事会が開催され決議を要する場合は、各組織の意見を参考に理事の過半数をもって議決する。

(全体会議における議決権)

第13条 極めて重要な議案が生じた場合は、各組織などの代表者から構成される全体会議を開催することができる。代表者は各1個の議決権を行使することができる。

(議長)

第14条 理事会の議長は、チェアーマンがこれに当たる。チェアーマンに事故があ

るときは、理事会において、チェアーマンを選出する。

(議事録)

第15条 年次行事において必要な議論がなされた場合は、その議事録を作成しコミュニティの発展に資するものとする。議事録はチェアーマンと理事が承認する。

第4章 役員

(役員)

第16条 コミュニティに次の役員を置く。

- (1) 議長としてのチェアーマン1名
- (2) 理事 各組織代表からの選ばれた者 5名程度
- (3) 監事 2名
- (4) 論文審査委員 多方面らの選任された者 3名程度
*論文審査委員は事前に氏名を公表するものとする。

2 理事のうち1名はチェアーマンとし代表理事とする。

(選任)

第17条 代表理事を兼ねるチェアーマンは、年次行事を開催する組織などから選任する。ただし、特段の理由あるときは、それ以外の組織から選任することを妨げない。

2 理事は、コミュニティを構成する構成員の中から互選によって選任する。

(任期)

第18条 チェアーマン、理事、監事および論文審査委員の任期は、年次行事終了の翌日から次の年次行事が終了するまでとする。

3 任期の満了前に退任したチェアーマン、理事および監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(チェアーマン、理事の職務及び権限)

第19条 チェアーマン、理事は、この規約の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事となるチェアーマンは、コミュニティを代表し、コミュニティを構成員する複数の組織などにまたがる問題・課題を整理・調整、全体業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでもチェアーマン、理事及び関係者に対して事業の報告を求め、コミュニティの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 チェアーマン、理事および監事は、理事会の過半数あるいは年次大会あるいは必要に応じて総会の1/2の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、全理事の同意を持って可としなければならない

(報酬等)

第22条 チェアーマン、理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価は支払わないものとする。ただし、年次行事として開催される研究発表会の実務を支援する

者に対しては、年次行事を主催する組織などから適正な報酬を支払うことが望ましい。

第5章 事業年度

(事業年度)

第23条 コミュニティの事業年度は、年次行事として開催される研究発表会などの終了の翌日からの次の年次総会終了日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 コミュニティの事業計画及び収支予算については、年次行事終了の翌日から次の年次行事を円滑に開催するため選任されたチェアーマンと理事が作成し、コミュニティ構成員に適時に理解を得ることが必要である。

2 年次行事の予算は、研究発表会を実施する組織などが確保するものとする。年次行事への参加者から徴収する参加費を当該年度に行事を実施した組織などの経費に充てることができる。ただし、参加費が経費を上回った場合は、コミュニティの収入として繰越すことができる。

第6章 附 則

(最初の協議)

コミュニティの立ち上げに関する第1回目の協議は、2023年4月6日、市ヶ谷のアルカディアで開催された。

(設立時社員の氏名)

第26条 最初の協議に参加した者は、次のとおりである。

- ・日本安全保障・危機管理学会
二見宣
山本文夫
- ・日本ビジネスインテリジェンス協会
中川十郎
大島英雄
村石恵照
松延洋平
- ・日本コンペティティブ・インテリジェンス学会
高橋文行
菅澤喜男

(設立時の役員)

第27条 コミュニティの立ち上げに関する第1回目の協議において、次の事項が決定された。

- ・設立の趣旨、コミュニティ規約について概ね了承された
- ・第1回研究発表会は実行日本コンペティティブ・インテリジェンス学会が実施することとなった。
- ・大会実行委員長：高橋文行教授

- ・ 第1回年次行事として開催される研究発表会の日・時：2023年10月12日・13時130分～
- ・ 開催場所：議員会館
- ・ 年次行事として開催される研究発表会の開催は、当面、第1回協議に参加した3組織で持ち回りとする。